

社内で回覧してください

大月法人会だより

大月法人会ホームページからも
ご覧いただけます。

かつら川

No.189



▲河口湖大橋上空から望む富士山

主な目次

新年のご挨拶	2
令和6年度納税表彰	4
正副会長会・理事会	5
支部活動報告	6
青年部会活動報告	8
女性部会活動報告	13
その他の活動報告	19

法人会からの提言(全法連)	21
令和7年度税制改正に関する提言(全法連)	22
大月税務署からのお知らせ	26
e-Tax 推進協議会からのお知らせ	28
迎春(役員顔写真)	35
健康情報(食事と健康)	42
第59回神社めぐり(八幡神社)	43
第40回高校生の税に関する標語(優秀作品)	44

消費税期限内納付
法人会一声運動



令和7年1月1日発行

(国税庁 e-Tax キャラクター イータ君) 大月法人会は e-Tax を推進しています。

新年のご挨拶

公益社団法人 大月法人会

会長 山口 照義



新年おめでとうございます。令和七年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、会員の皆様方、並びに税務当局を始めとした関係各位におかれましては、法人会の運営にご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げますとともに厚くお礼申し上げます。

昨年を振り返りますと、元日に能登半島を襲った地震や、日向灘の地震、線状降水帯による豪雨の多発等による自然災害に翻弄される一年でした。そんな中二十年ぶりの新紙幣の発行やパリ五輪での日本選手メダルラッシュ、さらにはドジャース大谷選手の記録づくめの大活躍に多くの国民が元気づけられました。

国内政治に目を向けますと、十月に石破新内閣が発足するも、直後の衆院選で自民党が大敗し、長らく続いた自民党一強時代から少数与党へと変わったことで、国会での議論を尽くして妥協点を見出していく政治に期待が持てるようになりました。

法人会事業活動では、税の啓発活

動となる青年部会主催の「高校生の税に関する標語募集」、女性部会主催の「小学生租税教室及び税金絵画・税金絵はがきコンクール」は、伝統事業を長年継続し、対象校の学校長、生徒や児童はもちろん、ご後援を賜りました大月税務署を始め税理士会大月支部並びに関係市町等のご理解とご協力を賜り、次代を担う生徒・児童の皆さんに税の意義や役割を正しく理解して頂けたものと思います。両部会長を始め担当支部役員の皆様には大変ご苦勞様でした。

私たちの暮らしを支える税制では、いわゆる「年収一〇三万円の壁」の見直しを最大の焦点に議論の結果、一七八万円を目指して引き上げることに加え、ガソリン税の暫定税率も廃止する方針で自公国の三党幹事長間で合意文書が交わされました。物価高に喘ぐ中、政府には国民の暮らしを守り、国民のためになる政治を行って欲しいと願っております。

年が明け、アメリカでは再びトランプ大統領が就任し、保護主義的な貿易政策を始め、同盟国に対する防衛費の増額を求める姿勢を示すなど、多岐にわたる政策分野への影響が懸念されますが、石破政権のトランプ新政権への対応の仕方に期待と注目をしていきたいと思えます。

結びに当たり新年が明るく、輝かしい年となることを切望するとともに、会員皆様方のご事業の益々のご繁栄を心から祈念致しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

大月税務署

署長 中島 正之



新年明けましておめでとうございます。令和七年の年頭にあたり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

旧年中は、山口会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方におかれましては、税務行政全般にわたり、多大なるご理解とご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。また、高い意識を持つて税知識の普及、納税意識の高揚等の活動に携われましたこと、改めて深く敬意と感謝の意を表させていただきます。

改めて令和6年を振り返りますと、本会のみならず、女性部会及び青年部会を中心とした租税教育や各支部における税務研修会の開催などの税の啓蒙活動等、幅広い事業活動を活発に展開していただきましたことに深く感謝申し上げます。

特に、「小学生の税に関する絵画コンクール」、「小学生の税に関する絵はがきコンクール」及び「高校生の税に関する標語」の選考会においては、多くの作品を目の当たりにし、

次世代を担う子供たちが、税について一生懸命考えていることに対して思いを馳せるとともに、皆様方のこうした御事業への熱意を強く感じたことが印象深く残っています。

さて、国税当局においては、納税者利便の向上や税務行政全体の効率化に加え、社会全体のDX推進への貢献も図る観点から、税務行政のDXの更なる推進に取り組んでおり、令和6年1月から電子取引に関するデータ保存の完全義務化が開始した電子帳簿等保存制度への対応など、貴会の皆様方との連携・協力は欠かせないものと考えております。

貴会の皆様方におかれましては、引き続き各税目のe-Taxの利用をはじめ、年末調整手続の電子化、キャッシュレス納付、その他会計・税務のデジタル化を含めた様々な側面からの業務のデジタル化促進に御協力をいただきますよう、お願い申し上げます。

また、e-Taxやキャッシュレス納付をご利用いただいていない会員の皆様には、ぜひ、ご利用をご検討いただきますようお願いいたします。

結びに当たりまして、貴会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに御事業のご繁栄を心から祈念いたしました。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

青年部会

部会長 宮下 崇



明けましておめでとございます。令和七年の年頭にあたり、謹んで新春のお慶び申し上げます。

旧年中は青年部会活動に皆様のご支援ご協力を賜り、無事に一年を乗り越えることができました。青年部会役員の皆様を始め、事務局、諸先輩、税務当局、親会、女性部会等々の関係の皆様方には事業活動へのご支援、ご協力を賜り感謝とお礼を申し上げます。

(3)

本年はいよいよ第三十九回「法人会全国青年の集い」山梨大会が十一月に開催される特別な一年となります。着々と準備を進めておりますが、新しい機会に満ちた年となることを楽しみにしております。我々、大月法人会は交通・エクスカーション担当として、山梨大会をサポートして参りますが、全国から集まる青年部会員に「山梨に来て良かった」と感

じて頂けるように努めて参ります。青年部会の主要事業活動においては、「高校生の税に関する標語」、更には「税金クイズ及び少年野球大会」、「少年野球教室」、「青年・女性部会合同年末特別研修会チャリティ」等の事業を通じて、税の啓発活動及び社会貢献活動に引き続き取り組んでいく所存です。

本年は日本の税制改革が注目を集めており、特に「年収の壁」に関する議論が進んでいます。この改革により、多くの方がより公平な税制によって支えられることを願っております。

結びに皆様のご健勝並びにご事業のご発展を祈念し、昨年と変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶

女性部会

部会長 鶴田みさ子



新年明けましておめでとございます。令和七年の年頭にあたり謹んで新年のお慶びを申し上げます。

女性部会の事業活動も多岐にわたり、先ず税に関する活動では、小学生の租税教室を始めとして、税に関する絵画及び絵はがきコンクールが、河口湖支部担当により実施されました。管内実施三校の児童の皆さんには、税の大切さや果たす役割について学ぶとともに、税というものに関心をもって頂けたことと思います。当該事業を担当されました支部役員の皆様には大変ご苦勞様でした。この場をお借りして感謝とお礼を申し上げます。

社会貢献活動では、大月支部担当による福祉施設慰問活動が、コーラス部を中心に歌や舞踊等がコロナ禍以降五年ぶりに実施され、入所様と共に楽しい時間を過ごすことができました。施設事業者様からも大変喜んで頂き

ました。また都留支部及び上野原支部においては、福祉バザーが行われ、売上金を各支部内の社会福祉協議会に寄付させて頂きました。さらに、昨年暮れの青年部会との共催による「年末特別研修会・チャリティー」は、大月税務署辰野統括官による有意義な講演と、地域企業の皆様方からのご厚意による沢山の物品等を景品にしたチャリティービンゴ大会、アトラクションでは、笛奏者の小俣様による笛の演奏に感動する中、参加者同士の親睦交流が図られ大いに盛り上がり、参加者から募った収益金は大月市社会福祉協議会へ寄付させて頂きました。これら寄付金は決して大きな金額ではありませんが、地域の社会福祉に役立つことができました。ら幸いです。

年が明けますと、新年賀詞交歓会では恒例のコーラス披露、二月の日帰り研修会が年度事業の区切りとなります。このように沢山の計画事業を遂行することができましたことは、部会員の皆様はもとより、税務当局を始めとする関係各位のご支援の賜物と感謝とお礼を申し上げます。同時に、引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに皆様方のご健勝並びに事業の発展を祈念し新年のご挨拶とさせていただきます。

東京国税局長納税表彰

申告納税制度の普及発展に務め、納税思想の向上に顕著な功績があった人々に贈られる「令和六年度国税局長納税表彰」が十一月七日(木)、東京中央区築地の浜離宮朝日ホールに於いて開催され、当会会長の山口照義氏が受彰されました。

山口会長おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。



(公社)大月法人会 会長
山口 照義 様

令和六年度 納税表彰

令和六年十一月十三日(木)ハイランドリゾートホテル&スパに於いて、大月税務署主催による納税表彰式が挙行され、税務行政全般に尽力され、功労のあった方々に表彰状並びに感謝状が贈呈されました。

大月法人会から受彰された方々を以下ご紹介致します。受彰者の皆様おめでとうございます。心よりお祝い申し上げます。

署長表彰

副会長

(有)吉沢製パン 吉沢 秀雄様

理事

(株)大森林業所 大森 保廣様

理事

秋山土建(株) 桑原 誠様

署長感謝状

専務理事

大月法人会 小笠原能久様

常任理事

(株)土屋製作所 土屋きよ美様

関係民間団体長会会長感謝状

理事

(株)CATV富士五湖 武川 哲也様

理事

桑原電業(株) 桑原 大輔様

理事相当

(有)大中精機製作所 市川 賢一様

理事相当

(株)佐藤ダンボール 佐藤 誠様

理事相当

(株)セントラルモーターズ 細田 浩一様

理事相当

(有)河野保険事務所 河野 大介様

女性部会幹事

ハリカ上野原 志村 時江様



納税表彰式 中島正之 大月税務署長 式辞



大月法人会
小笠原能久 様



秋山土建(株)
桑原 誠 様



(株)大森林業所
大森 保廣 様



(有)吉沢製パン
吉沢 秀雄 様



(有)大中精機製作所
市川 賢一 様



桑原電業(株)
桑原 大輔 様



(株)CATV富士五湖
武川 哲也 様



(株)土屋製作所
土屋きよ美 様



ハリカ上野原
志村 時江 様



(有)河野保険事務所
河野 大介 様



(株)セントラルモーターズ
細田 浩一 様



(株)佐藤ダンボール
佐藤 誠 様



大月税務署長表彰

(5)



関係民間団体長会会長感謝状



大月税務署長感謝状



大会会場にて



式典 小林栄三 全法連会長 挨拶

第四十回法人会全国大会「鹿児島大会」
十月三日(木) 城山ホテル鹿児島



仙巖園にて



霧島神宮にて



正副会長会

正副会長会 第二回理事会

令和六年十月二十二日(火)、午前十一時・十一時より大月法人会館に於いて開催。審議事項については、全項原案通り承認されました。

審議事項

- 一、令和六年度関係民間団体長会会長感謝状被贈呈候補者の推薦について
- 二、令和七年新春講演会・新年賀詞交歓会開催について
- 三、就業規則の一部改正について
- 四、河口湖東支部と西支部の統合について
- 五、相談役一名の推薦について

報告事項

- 一、令和六年度上期事業報告及び代表理事・業務執行理事の職務執行状況について
- 二、令和六年度上期会計報告について
- 三、令和七年度第三十九回全国青年の集い山梨大会について
- 四、今後の主要事業について
- 五、会員状況及び会員増強について
- 六、福利厚生制度の推進について
- 七、研修事業関係について
- 八、令和七年度税制改正に関する提言について
- 九、大月法人会日より「かつら川」第一八九号発行について
- 十、令和六年度未納会費について
- 十一、その他



理事会

つる産業まつり打合わせ
九月二十日(金) 大月税務署

関係民間団体事務局長会
十月七日(月) 大月税務署

関係民間団体長会
十月十八日(金) 大月税務署



支部活動報告

都留支部役員会
九月四日(水) ふるや



富士吉田支部役員会
十一月十九日(火) 都留信用組合本店



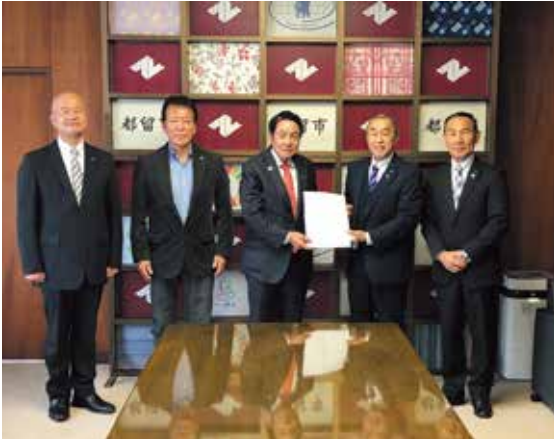
都留支部総会・税務研修会
九月十日(火) 山一



上野原支部総会・税務研修会
十一月二十日(水) 上野原商工会



(7)



税制改正提言書提出

十一月五日(火) 都留市役所(市長)



税務研修会 講師：岡崎崇志氏

富士吉田・河口湖東西支部合同セミナー
十月三十日(水) ホテル鐘山苑



税制改正提言書提出

十一月五日(火) 都留市役所(市議会議長)



特別講演会 講師：河村晴美氏



税制改正提言書提出

十一月八日(金) 大月市役所(市長)



税制改正提言書提出

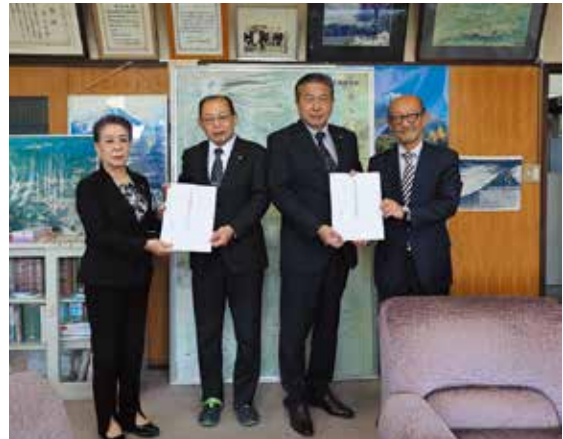
十一月八日(金) 富士河口湖町役場(町長・議長)



大月支部総会・税務研修会
十一月二十八日(火) 大月商店街協同組合会議室

税制改正提言書提出

十一月八日(金) 鳴沢村役場(村長・議長)



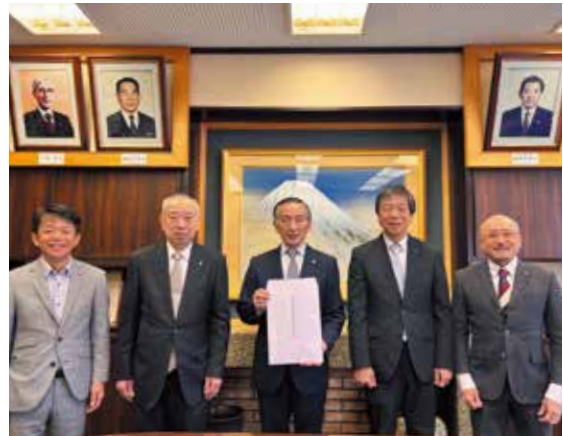
税制改正提言書提出

十一月二十七日(水) 上野原市役所(市長)



税制改正提言書提出

十一月十九日(火) 富士吉田市役所(市長)



富士急グループ部会税務研修会

十一月二十七日(水) 富士急行(株)本社



青年部会活動報告

第四十回

「高校生の税に関する標語」

当該事業は四十回の節目を迎え、今年度は都留支部が主幹となり大月支部と合同で担当し、山梨県立都留興譲館高校と山梨県立都留高校の二校の生徒さんを対象に税に関する標語の募集を実施しました。

昨今のIT技術の進展・普及により、募集方法も以前の申込用紙を用いて提出いただくスタイルから変化した、生徒個々が使用している専用タブレットを使い、WEB上で応募をしていただくことで申込用紙の経費削減はもとより、データ入力の手間、ミスがなくなり、劇的な効率化が図られました。

その結果、都留興譲館高校からは二四五点、都留高校からは一七五点の合計四二〇点の作品が集まりました。一次選考も時代の変化を先取りし、担当支部役員の前でAIによる粗選を何度か行い六〇点に絞り込み、さらに青年部会員による二次選考にて三六点到り、最終選考会で三二点の優秀作品を選定させていただきました。そして、十一月二十五日に都留市消防署二階会議室において表彰式を執り行いました。

事業の実施に当たりましては、各校の生徒さん並びに先生方のご理解とご協力、そしてご後援いただきました大月税務署、都留市、大月市、東京地方税理士会大月支部の皆様にご感謝申し上げます。標語の事業報告とさせていただきます。

青年部会都留支部長 佐藤 誠



表彰式受賞者記念撮影

令和6年度 第40回 高校生の税に関する標語 入賞作品

大月税務署長賞

税金で 未来へ繋ぐ たすきの輪

都留興譲館高校 一年 渡邊 和暉

納めよう みんなの暮らし 守るため

都留興譲館高校 二年 小林 礼音

しっかりと 税金のこと 知ろうぜい

都留興譲館高校 二年 外川 恵介

都留市長賞

税制度 社会のための 基礎地盤

都留興譲館高校 二年 小笠原水希

納税は 社会貢献への 第一歩

都留高校 二年 小島 唯

納税で 今と未来を 変えていこう

都留高校 二年 三枝 栞奈

大月市長賞

消費税 未来の僕へ 自己投資

都留高校 二年 金子 優真

入選

納税は 今の子供に 託す未来

都留高校 二年 高橋 太志

納税で 日本の未来 変えていく

都留高校 二年 平子 愛加

税金が よりよい未来を つくりだす

都留高校 二年 小林 朋笑

東京地方税理士会大月支部長賞

学ぼうよ 知って損なし 税のこと

都留興譲館高校 二年 勝俣 結太

税金は 暮らす未来を 照らす道

都留高校 二年 山崎 蓮斗

税金で 豊かな暮らし 守られる

都留興譲館高校 一年 佐藤 春花

大月法人会長賞

e-Tax スマート納税 簡単に

都留高校 二年 松下 悠

納めよう 未来に託す 税金を

都留高校 二年 朝田 優奈

税金で 救おう苦しむ 人々を

都留興譲館高校 一年 白川 栞里

大月法人会青年部会長賞

自分から 進んで学ぼう 税金を

都留高校 二年 宮下 凜依

今できる 明日のために 納税を

都留興譲館高校 二年 山内 瑠奈

この先の 未来を創る 税金で

都留興譲館高校 一年 荒井 照登

金賞

話し合う 税の正しい 使い道

都留高校 二年 須田 健

守る義務 税金納め 社会の輪

都留興譲館高校 二年 青島 彩夏

不可解だ ガソリン税に 消費税

都留興譲館高校 二年 中野 天夢

納税で 支える社会 良き未来

都留興譲館高校 二年 森田 乃愛

税金は みんなの未来を 創り出す

都留興譲館高校 二年 渡邊 愛美

税金で 未来を明るく 世を強く

都留興譲館高校 二年 平内 颯空

銀賞

私にも 地域に貢献 できる税

都留高校 二年 杉本 愛莉

消費税 未来へ貢献 一歩ずつ

都留興譲館高校 二年 山下 瑠生



大月市長賞



都留市長賞



大月税務署長賞



青年部会長賞



大月法人会長賞



東京地方税理士会大月支部長賞



青年の集い「山梨大会」
第五回実行委員会
八月二十八日(水) リモート



標語 税務署展示



第十回環富士山交流会
十月十一日(金) 河口湖カントリー倶楽部
(有)山岸旅館

岳南法人会青年部会
創立四十周年記念式典・祝賀会
十月二十五日(金) ホテルグランド富士



東京局連三県連
部会長サミット
十月十八日(金) ホテルポートプラザちば



閉会式



開会式・税金教室



ヴァンフォーレ甲府選手によるサッカー教室



県内四法人会共催少年サッカー教室・税金教室
九月二十八日(土) J-リサイクリングスタジアム



野球大会



開会式

少年野球大会・親子税金教室
十月十二日(土) 山中小学校



親子税金教室(クイズ)



親子税金教室(辰野 統括官 講話)

少年野球教室

十月二十六日(土) 上野原市桂川野球場
講師：野村弘樹氏(元横浜ベイスターズ)



山梨県連青連協による次年度山梨大会のPR



式典

第三十八回法人会
全国青年の集い「福井大会」
十一月八日(金) サンドーム福井



標語・絵画・絵はがき
最終選考会
十月十六日(水) 大月法人会館



チャリティーアトラクション：笛演奏 小俣タツロウ氏



講師：大月税務署 法1 統括官 辰野美喜江氏

青年部会・女性部会年末特別研修会・チャリティー
十二月三日(火) ホテル鐘山苑



青年部会・女性部会
チャリティー収益金寄附
十二月十三日(金) 大月市社会福祉協議会



チャリティーピンゴ大会

女性部会活動報告

令和六年度小学生による
「税に関する絵画コンクール」
「税に関する絵はがきコンクール」

前号の「かつら川」第一八八号にて報告の通り、女性部会河口湖支部担当による当該事業も終盤となり、絵画は船津小より九十七点、絵はがきは船津小、西桂小、禾生第一小の三校より合計二百四十五点の応募があり、租税教室で学んだ成果も見られ、税をテーマに色や文字、形が個性豊かで子供たちの新鮮な心や気持ちを感じ取れる見ごたえのある作品が集まりました。

九月九日、支部による一次選考及び女性部会役員の選考を経て、十月十六日、後援を頂いた大月税務署長、富士河口湖町長（代理）、税理士会大月支部長をお招きして、最終選考会を開催し、絵画、絵はがき共に特別賞九点を含めて全二十九点の入賞作品が決定いたしました。毎年このことから選考に当たっては大変頭を悩まされました。

十一月十八日、二十六日には、各校へ出向き表彰式を執り行い、中島大月税務署長、鶴田女性部会長から



絵画 表彰式受賞者記念撮影(船津小学校)

一人ひとりに賞状と副賞が手渡され、受賞後の記念写真撮影では子供たちの笑顔がとても印象的でした。結びに貴重な夏休期間に作品を描き上げ応募された児童の皆さん、ご指導を頂いた先生方に感謝申し上げますと共に、大月税務署始め関係各位のご理解とご協力を賜り、当該事業を無事に成し遂げることが出来ました事に心より感謝と御礼を申し上げます。ありがとうございました。
女性部会河口湖支部長 外川正知恵

小学生の税に関する絵画コンクール入賞作品 特別賞



富士河口湖町長賞
船津小学校 6年 鳥居 李々子

大月税務署長賞

船津小学校 6年 青木 優花



大月法人会長賞
船津小学校 6年 渡邊 萌菜



東京地方税理士会大月支部長賞
船津小学校 6年 三浦 真央



大月法人会女性部会長賞
船津小学校 6年 渡邊 優羽

大月法人会女性部会長賞
船津小学校 6年 古館 和可子



大月法人会女性部会長賞
船津小学校 6年 海野 心菜



大月法人会女性部会長賞
船津小学校 6年 持田 真那



大月法人会女性部会長賞
船津小学校 6年 外川 莉苙



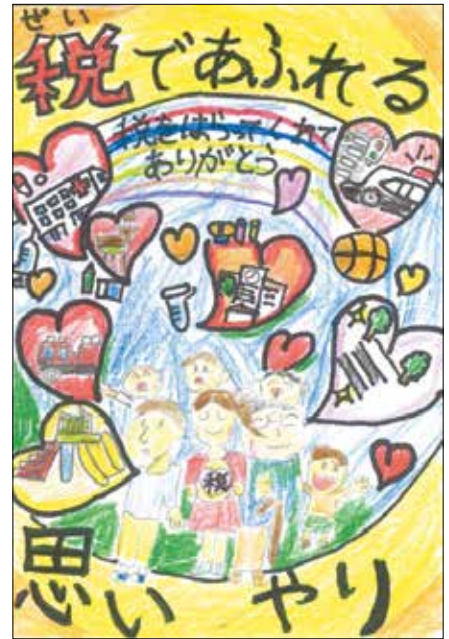
小学生の税に関する絵はがきコンクール入賞作品 特別賞



東京地方税理士会大月支部長賞
船津小学校 6年 紺野 謹旭



大月税務署長賞
禾生第一小学校 6年 岡部 波瑠



山梨県連優秀賞
禾生第一小学校 6年 三浦 大空



大月法人会女性部会長賞
船津小学校 6年 森 涼也



大月法人会会長賞
西桂小学校 6年 羽田 美結



大月法人会女性部会長賞
禾生第一小学校 6年 谷内 貴咲



大月法人会女性部会長賞
禾生第一小学校 6年 森嶋 ひなた



大月法人会女性部会長賞
船津小学校 6年 酒井 にこ



大月法人会女性部会長賞
船津小学校 6年 松田 樹

絵画・絵はがき第一次選考会

九月九日(月) 南天下茶屋

絵画・絵はがき第二次選考会

九月二十六日(木) 大月法人会館



女性部会役員会

九月二十六日(木) 大月法人会館



女性部会大月支部総会

九月十三日(金) 光千



女性部会上野原支部総会

九月二十日(金) グリーンテラス



女性部会都留支部バザー(いっつる産業まつり)

十一月十日(日) 谷村第一小学校校庭



都留支部バザー収益金寄付

十一月二十五日(月) 都留市社会福祉協議会



女性部会上野原支部バザー

十一月二十三日(土) 上野原市役所



上野原支部バザー収益金寄付

十二月五日(木) 上野原市社会福祉協議会





カスハラ対策セミナー
九月二十六日(木) 大月法人会館 講師：津田典子氏



税制・研修合同委員会
九月十八日(水) 大月法人会館

その他の活動報告



講師：津田典子氏



総務委員会
九月十九日(木) 大月法人会館



県連理事会
十一月十二日(火) ベルクラシック甲府



組織・厚生合同委員会
九月二十日(金) ホテル鐘山苑



県連東京国税局幹部との意見交換会
十一月二十一日(木) 常磐ホテル



広報委員会
十二月六日(水) 大月法人会館

つる産業まつり2024

十一月十日(日)

谷村第一小学校校庭



広報誌封入作業

八月三十日(金)

大月法人会館



新設法人説明会

九月十二日(木) 大月法人会館
十二月十八日(水) 大月法人会館



決算法人説明会

九月十八日(水) 大月法人会館
十一月二十一日(水) 大月法人会館



県連正副会長会

十月二十九日(火) 甲府法人会館



県連専務理事
事務局長会議

十二月二十日(金) 甲府法人会館



法人会からの提言

「金利のある世界」が到来 新たな財政再建目標の策定を!



中小企業を中心として全国約70万社の会員企業で構成される「経営者の団体」公益財団法人全国法人会総連合（略称「全法連」）は、9月19日開催の理事会において「令和7年度税制改正に関する提言」を決議しました。新型コロナウイルスの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言えます。ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1,285兆円を突破しました。安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためには、財政健全化に向けて財政規律を回復させることが重要です。本年3月、日本銀行は消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切り、さらに7月には追加利上げも実施しました。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務であると考えます。また、地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担っています。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援は欠かせません。



令和7年度税制改正に関する提言(概要)

I 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

本年6月から始まった定額減税は、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いている。マイナンバーを活用するなどして給付対象を絞り、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内では物価高などを理由に凍結も継続するよう求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重く、凍結は継続すべきではない。こども・子育て支援(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の拠出増や医療保険料に上乗せして徴収する「支那金制度」などで賅うとしているが、異世代への実質的な課税増額と見える。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の確立を目指すべきである。

2. 企業への過度な保険料負担の抑制

中小企業は物価高騰に直面する中で、雇員賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、財源調整が行われる一つの要因であり、入手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。女性の就労を支える政策を含め、税と社会保障の両面を一括して議論する必要がある。

3. 行政改革の徹底等

行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府-国会自らが「まず誰よりも始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。今後の支出資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を負えるなど、国民の納税意識が著しく高まるものとなった。国民の財政に対する不安感も高まっていると聞く。政治資金規正法の不透明の意識などに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や使途の適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が存続し、成長し、さらには存続を促進するためには、中小企業の活性化が不可欠である。

- (1) 中小法人に適用される軽減税率の特例15%の原則化、適用所得全額への引き上げ。
- (2) 中小企業投資促進税制、「少額減価償却資産の取得価額の算入法人の特例措置」の拡充、原則化。
- (3) 中小企業の事務負担軽減 等

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の増進が阻害されることになる。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- (2) 取引関係のない株式の評価の見直し
- (3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

3. 消費税をめぐる事務負担の軽減

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の急務等を踏まえる必要があり、問題があれは制度の是非を含めてその見直しを要する。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の緩和を徹底するとともに、事務負担が軽減するような措置整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利面を考慮し、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の準納税は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

本提言は、公益財団法人全国法人会総連合の提言であり、各法人会がその提言に基づき、それぞれの地域や業種に合わせた施策を実施するものとする。また、本提言は、各法人会がその提言に基づき、それぞれの地域や業種に合わせた施策を実施するものとする。また、本提言は、各法人会がその提言に基づき、それぞれの地域や業種に合わせた施策を実施するものとする。



令和七年度 税制改正に関する提言

公益財団法人 全国法人会総連合会

はじめに

我が国経済は大きな転換期を迎えている。世界的な燃料価格の上昇や円安の進行に伴って輸入物価が押し上げられ、長年続いてきたデフレからの完全脱却が目前に迫って来ているからである。日本銀行は本年3月、物価の上昇に対応して異次元の金融緩和を終了し、17年ぶりとなる利上げに踏み切り、7月には追加利上げを実施した。植田和男日銀総裁はさらなる利上げも示唆している。官民で取り組んできた賃上げをめぐっても今年は33年ぶりの高い水準の賃金上昇率を記録した。株式市場もバブル期に記録した最高値を一時更新するなど、日本経済は「失われた30年」を経て、正常化に向けて着実に歩み出している。

これまでの政府・与党の経済・財政運営は、デフレからの脱却を最大の目的と位置付け、需給ギャップを埋めるための需要喚起策に重点が置かれてきた。だが、ここに来て政府・日銀が目指してきた「2%程度の消費者物価目標」が継続的に達成されるようになり、これからはインフレに対する警戒も要する段階に入ったと考えるべきである。そうした中では日本経済の構造的な問題にも目を向ける必要がある。とくに少子高齢化と人口減少に伴い、全国的に中小企業の人手不足は深刻化している。デジタル化を中心とした省力化や生産性の向上など、将来を見据えた設備投資や大胆な事業構造改革を促すための税・財政政策を打ち出し、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。

今度は物価高対策を名目とする新たな補助政策が次々に講じられ、どの段階で補助を終わらせるのかという出口戦略は明確に示されていない。こうした情勢下で国債発行という借金頼みの財政運営が漫然と続けられているのは問題である。財政健全化に向けて財政規律を回復させることは、安定的な経済成長と日本経済の持続可能性を高めるためにも国家的な課題であると改めて認識すべきである。

日銀が物価上昇に伴って今後、金利をさらに引き上げれば国債の利払い費も増大する。インフレは税収を押し上げる面もあるが、経済成長率が金利水準を下回れば、借金が借金を生む悪循環に陥る恐れがある。「金利のある世界」への回帰を踏まえ、安定的な税・財政運営のために新たな財政再建目標の策定は急務である。

地域経済や雇用の担い手である中小企業は、地域活性化の中心的な役割を担う。地方創生を支える観点からも事業承継を含め、中小企業に対するきめ細かな税財政上の支援が欠かせない。

財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳入・歳入の一体的改革を進めることが重要である。岸田文雄政権が本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」（骨太の方針）によると、基礎的財政収支（プライマリーバランス（PB））を2025年度に黒字化を目指す方針が明記され、7月末に内閣府がまとめた財政収支の試算ではPBは25年度に黒字化を達成できるとの見通しを初めて示した。

ただ、この黒字達成は税収の大幅な増加を背景としており、大型の補正予算の編成やGX（グリーン・トランスフォーメーション）の対策費用を計上しないなど、特殊な前提を置いて試算したに過ぎない。黒字額の見通しも1兆円にも満たない水準であり、財政見直しは決して楽観できる情勢にはない。歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示する一方、歳入では税財政改革を通じた増収を目指すなど、実効性のある着実な取り組みを求める。

1. 財政健全化に向けて

日本銀行は本年3月、消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに踏み切った。さらに7月には追加利上げも実施した。財務省の試算によれば、今後も金利の上昇が続けば、一定の経済成長を果たしても将来的には税収増より国債の利払い費の方が増えることが想定されている。「金利のある世界」が現実に来る中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

我が国財政は金利の上昇に伴い、国債の利払い費の増加は免れない。そして国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の予想せぬ急上昇など金融市場に多大な影響を与え、安定的な経済成長を阻害することも懸念される。そうした事態を回避するため、政府と日銀は健全な関係を構築して金融市場の動向を慎重に見極めつ

つ、副作用を最小限に抑えるように細心の注意を払って政策運営に努めなければならない。

(1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いことになった。また、物価高対策としての効果については限定的との批判がある。マイナバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。

(2) こども・子育て政策（加速化プラン）として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。岸田文雄政権は賃上げに加え、歳出改革で社会保障料負担を抑制することで「実質的な負担増はない」と説明している。だが、医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。社会保障改革が想定通りに行われなければ、財源は国債頼みとなりかねない。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が一歳出改革や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源として安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

高齢者人口がピークを迎える2040

年の社会保障給付費は、22年よりも4割以上増えて190兆円に達すると試算されている。また、来年には団塊の世代すべてが後期高齢者となることから、医療と介護の給付費の急増が見込まれる。こうした中で持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。

社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

とくに中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。さらに本年10月からは厚生年金の適用対象が拡大（従業員数51人以上）される。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

(1) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。これまでも年金の受給開始年齢の繰り上げや繰り下げの選択肢が拡大されてきており、公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライド」の厳格対応や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相

当分の年金給付削減」などの検討が求められる。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬（本体）の配分等を見直すことも重要である。さらに「ジェネリック（後発薬）の使用割合を全ての都道府県で80%以上」に加え「ジェネリックの金額シェア65%以上」とする政府の新たな目標が定められたが、その達成のためにはジェネリックの安定した供給体制を確立することも肝要である。

(3) 少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃される。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。

(4) 介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感は極めて高まると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべき

である。

また、水膨れが指摘される国の基金に基づく事業をめぐることは、企業などに対する補助金の支払いを終えているのに管理費だけをその後も継続して支出している基金など、15の事業を廃止する方針が固まった。これに加え、使う見込みがない5,400億円余りを国庫返納することも決まった。存続させる基金については数値目標を早急に設定し、国から基金に拠出する年限も設けることなどで、基金の政策効果等を常に検証し、今後も運用の適正化を図るべきである。

さらに財政投融资（財投）を活用した官民ファンドについても、多額の損失を計上する事例が相次いでいる。出資者である財務省は、ファンドからの財政報告を定期的な受け、組織や運営体制などに対する見直しを求める権限を持つべきである。それでも改善が図られなければ、株主総会で経営体制の刷新を促すなど規程重視の運営に改めるべきである。こうした行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。以下に諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) PDC Aサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

デジタル化時代の社会インフラであるマイナンバーカードの交付率は約81%（令和6年8月現在）に達したが、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用しているとは言いがたい。マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始され、健康保険証（新規交付・再交付）は令和6年12月2日に廃止されることとなったものの、令和6年6月現在の利用実績は9.9%にとどまるなど、その利用はまだ低調である。令和6年度末には運転免許証との一体化も予定されている。こうした中で政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資するなど、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。

国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じて個人情報漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。昨年にはマイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで各種証明書を発行するサービスを始め、他人名義の証明書が誤って交付されるなどの深刻なトラブルが頻発した。政府はそうした事態を厳しく反省し、誤交付などを徹底的に防止する総合的な対策を講じる必要がある。そのうえで第三者による悪用を防ぐためのプライバシー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。e-TaxやeLTA Xを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当ての申請手続きを簡略化するれば、一段のカード普及にもつながる。国・地方で具体的な検討を進めるべきである。

社会保障と税、災害対策となつて利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで

広げるかは今後の重要な課題と言える。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化⑥諸外国の租税政策等との国際的整合性などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要である。

II. 経済活性化と中小企業対策

我が国経済を支える中小企業の景況感は、新型コロナウィルス禍の打撃からほぼ脱し、改善に向かっている。一方で全国的に中小企業の人手不足が深刻化しており、海外の資源高や円安進行を背景にした物価の上昇も加わり、中小企業経営をめぐる先行き不透明感は強まっている。とくに優秀な人材を確保するためにも着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。

こうした中で取引先の中小・零細企業に対し、不合理な値下げ交渉や買い叩きをしないと対外的に約束する「パートナーシップ構築宣言」の取り組みは注目に値する。これに署名した大手企業などは、賃上げ時に法人税の負担を軽くするための税制優遇や補助金で加点措置の恩恵を受けられる仕組みである。すでに大手・中堅企業を中心に中小企業等を含めて5万社以上が参加しており、官民を挙げて中小企業による適正な価格転嫁を促す取り組みとして推進したい。価格転嫁

をめぐっては従来の原材料費や光熱費だけでなく、今後は賃上げなどによる労務費の増加分も含めるように産業界全体で認識を共有すべきである。

人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、企業の存続とサプライチェーン（部品の供給網）を維持するため、それぞれの中小企業の事情に応じた事業承継の推進が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するために、中小企業の活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上げることもないよう配慮すること。
(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通り制度を拡充したうえで本則化すること。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、一般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。

人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基

盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業承継に資する相続については、事業従事者条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設（平成16年度に改正）された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実
平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数が伸び悩んでいる。また、特例承継計画を提出していない企業もある。政府は、制度の検証を行う必要がある。

なお、令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限（令和9年12月末日）は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。

あわせて、事業承継がより円滑に実施できるように以下の措置を求めめる。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コスト及び税収確保などの観点から問題が多い。このため、法人会としてはかねてより単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であると指摘してきた。

また、インボイス制度についても、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されたりするなどの理由によって休廃業に追い込まれること

ないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めた。

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある。問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求めめる。

- (1)インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ・地方のあり方

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」によると、2050年の総人口が2020年の半数未満となる市区町村が約20%に達するという。また、民間有識者でつくる「人口戦略会議」は、地域や人口規模によって、出生率の向上という「自然減対策」、人口流出の是正といった「社会減対策」が重要であると指摘している。

日本が人口減少社会に突入する中で、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

(1)地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元

に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積、つくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。

- (2)広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。
- (3)ふるさと納税は、その返礼品として地域産品を提供することで、地域振興を促す面がある。だが、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

Ⅳ・震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間で、「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

らない。

V. その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上や事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きについて、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題への対応

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指しており、その中間に位置する2030年に温室効果ガスの排出量を「46%削減（13年度比）」との目標を国際公約として打ち出している。

令和5年5月にGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求め「カーボンプライシング」が導入された。

地球温暖化対策は先進国や途上国を含めて重要な課題であるが、その費用負担も冷静に見極める必要がある。政府はカーボンプライシング導入の政策効果や、家庭や企業におけるエネルギー価格の負担のあり方等について今後、継続的に検証する必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもろろんのこと、その使途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

大月税務署からのお知らせ

【問合せ先】〒401-8502 大月市御太刀2-8-10 TEL 0554(22)3151 (代表)
 ※お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。

確定申告は **自宅** から **スマホ** で!

マイナポータル連携を利用して更に便利に!

～マイナポータル連携に係る事前準備等のご案内～

マイナポータル連携をご利用いただくためには、マイナポータルの利用者登録やマイナポータルとe-Taxを連携するなどの事前準備が必要です。事前準備の詳細は、国税庁HPの「マイナポータル連携を利用するまでに行う事前準備」をご確認ください。
 ※ 源泉徴収票や控除証明書等の発行主体によっては、データが取得可能となるまでに数日を要する場合がありますので、事前に余裕をもって事前準備を行ってください。

マイナポータル連携の詳細はこちらから↓



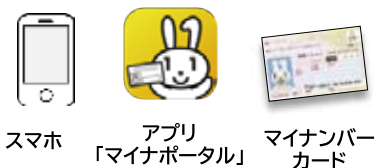
事前準備の詳細はこちらから↓



自宅からスマホで確定申告書を作成・提出する方法 【マイナンバーカード方式編】

1

必要なもの



マイナンバーカード受取時に設定したパスワード
 ・利用者証明用電子証明書(数字4桁)
 ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)
 ※ パスワードをお忘れの場合(外部サイト)



必要なもの をご準備の上、2へ

2

「作成コーナー」推奨ブラウザ※で検索



確定申告書等作成コーナーにアクセス
 ※ 推奨ブラウザからアクセスしてください。

3



提出方法「マイナンバーカード方式」を選択
 マイナンバーカードを
 スマホで読み取ります。

4

収入等の入力 ▶ 控除の入力



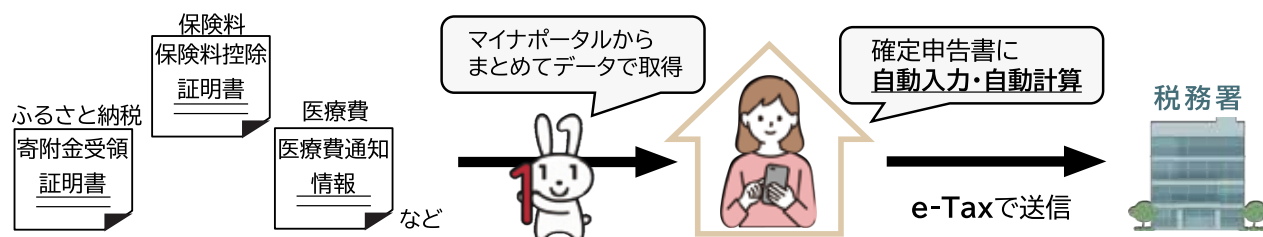
画面の案内に従って、収入・控除等に関する情報を入力するだけ!
 自動計算で申告書の作成ができます。

5



e-Taxで送信! これで手続完了♪
 書類の郵送提出が不要!

さらに! **マイナポータル連携**で収入・控除等に関する情報を確定申告書に自動入力!



税理士による無料申告相談

～申告書作成会場以外でも、次の日程で無料で税理士に相談の上、確定申告書を作成・提出できます～

期間	会場	所在地
令和7年2月3日(月) 令和7年2月5日(水)	上野原市もみじホール 2階会議室	上野原市上野原 3832
令和7年2月6日(木) 令和7年2月7日(金)	富士吉田市民会館 3階会議室	富士吉田市緑ヶ丘 2-5-23
令和7年2月10日(月)	富士河口湖町役場 コンベンションホール	富士河口湖町船津 1700
時間	対象者 ^(注1)	事前申込
午前10時から12時まで 午後1時から3時まで 【事前申込をお願いします】	・年金受給者 ・給与所得者 ・小規模納税者 ^(注2)	○ 税理士による無料申告相談は、混雑回避のため、オンラインによる 事前申込 を受け付けます。 ○ オンラインによる事前申込は、令和7年1月9日(木)から可能となります。 詳細につきましては、右記事前申込サイトを参照願います。 なお、税務署・会場等で電話での受付は行っておりませんので、ご注意ください。 ○ オンラインによる 事前申込サイト の操作方法についてのお問合せは、【050-1722-2206】 (受付時間：平日午前10時～正午、 午後1時～午後4時)へお願いします。
その他		
○ 持ち物については、下記の「申告書作成会場の開設について」の「お持ちいただきたいもの」を参照してください。 ○ 申告書等の提出のみの場合は、大月税務署に直接お持ちいただくか、東京国税局業務センター甲府分室まで郵送でご提出ください。 ○ 一部、当日入場整理券の配付を行いますが無くなり次第終了となりますので、オンラインによる事前申込をご利用ください。		

事前申込サイト

下記のいずれかのサイトから事前申込をお願いします。

無料申告相談専用
LINE事前申込



Web事前申込



(注)1 土地、建物及び株式などの譲渡所得がある方は対象とはなりません。

2 小規模納税者とは、事業所得、不動産所得または雑所得を有する方のうち、令和5年分の所得金額(専従者控除前または青色専従者給与及び青色申告特別控除前)が300万円以下の方を指します。

申告書等の郵送での提出先は東京国税局業務センター甲府分室です

郵送で提出

【宛先】〒400-8541 山梨県甲府市丸の内1-1-18 甲府合同庁舎
東京国税局業務センター甲府分室

申告書作成会場の開設について

～原則、ご自身のスマートフォンで申告書を作成していただきます～

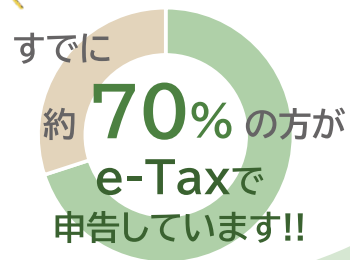
開設期間	会場	所在地	時間
令和7年2月17日(月)～3月17日(月) (土、日及び祝日を除きます。)	大月税務署 3階	大月市御太刀 2-8-10 大月地方合同庁舎	【受付】 午前8時30分から午後4時まで 【相談】 午前9時から午後5時まで
お持ちいただきたいもの		案内図	
① マイナンバーカード ※マイナンバーカードをお持ちでない場合は、次の書類をお持ちください。 ・運転免許証や公的医療保険の被保険者証等の身分確認書類 ・通知カードやマイナンバーの記載がある住民票の写し等のマイナンバーが分かる書類	② マイナンバーカード発行時に、ご自身で設定した次のパスワード ・利用者証明用電子証明書(数字4桁) ・署名用電子証明書(英数字6文字以上16文字以下)		
③ スマートフォンまたはタブレット	④ 源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類		
事前準備			
① 来場前に、マイナンバーカードを利用した、 マイナポータル連携 の事前準備をお願いしております。詳しくは、表面をご覧ください。			
入場整理券			
○ 混雑回避のため、申告書作成会場への入場には入場整理券が必要です。 ○ 当日、申告書作成会場でも入場整理券を配付しておりますが、 長時間お並びいただく場合があります 。また、入場整理券の配付状況に応じて受付を早く締め切る場合があるため、 お並びいただいても入場整理券を取得することができない場合があります 。 ○ 3月中は入場整理券の入手が困難となることが予想されますので、 2月中 の来場をお勧めします。 ○ 申告書等の提出のみの場合は入場整理券は不要です。		LINEで事前発行 ・LINEアプリで国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」して取得できます。 ・ 当日並ばずに 事前に取得できます。 友だち追加はこちらから→	

e-Tax 推進協議会からのお知らせ

書かない✕確定申告 マイナンバーカードでe-Tax

いつでも どこでも
初めてでも 安心♪

スマホで
サクっと♪



確定申告書等作成コーナーなら
金額等を入力するだけで
自動計算で申告書が完成!



マイナポータル連携で
控除証明書等のデータが
自動入力できる!



※ご利用には事前準備が必要です



e-Taxの5つのメリット

自宅から
申告可能

確定申告期間
24時間利用可能

※メンテナンス時間を除きます

申告書が
データで取得可能

添付書類
提出不要

※一部の書類を除きます

早期還付
(3週間程度で還付)

書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で還付

確定申告書等作成コーナーのご利用に当たって

作成できる申告書等

- ・ 所得税の申告書
- ・ 消費税の申告書
- ・ 青色申告決算書・収支内訳書
- ・ 贈与税の申告書



令和7年1月から
所得税のすべての画面が
スマホで
見やすくなります♪

e-Taxに必要なもの

- ✓ **マイナンバーカード**
※マイナンバーカード及び電子証明書の有効期限にご注意ください
- ✓ **マイナンバーカード読取対応のスマホ**
(又はICカードリーダーライター)
- ✓ **マイナンバーカードのパスワード2つ**
 - ① 署名用電子証明書のパスワード
(英数字6~16文字)
 - ② 利用者証明用電子証明書のパスワード
(数字4桁)

スマホに
マイナポータルアプリ
をインストール



パスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



令和7年1月からe-Taxがスマホ用電子証明書に対応！

- **マイナンバーカードをスマホで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax送信ができるようになります！**
- **利用者証明用電子証明書のパスワードはスマホの生体認証機能を利用できます！**
(機種によって異なります)

Android™のみ対応しています

※ご利用には、スマホでマイナポータルからスマホ用電子証明書の利用申請・登録をする必要があります。

スマホ用電子証明書
について詳しくはこちら



申告に困ったときは

- ▶ **動画で見る確定申告**
確定申告書等作成コーナーの操作方法などを動画でご案内



- ▶ **チャットボット「ふたば」**
ご質問したいことをメニューから選択するか、入力いただくと「税務職員ふたば」(AI)が回答



・このチラシには開発中の内容が含まれておりますので、実際の内容と異なる場合があります。
・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

現金などをもらった方の 贈与税申告は スマホ申告 × e-Tax提出 がおすすめ！

令和6年分 から
スマホで贈与税の申告ができます！

令和7年1月上旬 確定申告書等作成コーナーで公開予定



画面の案内に沿って
金額等を入力して作成できるので
計算誤りがなく申告可能！



次の内容で申告される方は
特におすすめです！

簡単

- ✓ 暦年課税
- ✓ 住宅取得等資金の非課税

※ 相続時精算課税や配偶者控除を申告する場合は
パソコン向けの画面がスマートフォンで表示されます。

e-Taxのメリット

一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

自宅から
申告可能



確定申告期間
24時間利用可能



※メンテナンス時間を
除きます

申告書を
データで保存可能



※提出した日時・内容は
e-Taxのメッセージ
ボックスで確認できます

添付書類は
スマホやパソコンから
PDFで送信可能



すでに65%の方が
e-Taxで申告！

e-Tax利用者
65%

令和5年分 贈与税申告

裏面もご確認ください

e-Taxに必要なもの

① スマホ（マイナンバーカード読取対応）



マイナポータルアプリを
インストール



iPhoneの方



Androidの方

② マイナンバーカード（次のパスワードも必要です）



- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード
（英数字6文字以上16文字以下）
- ✓ 券面事項入力補助用のパスワード（数字4桁）

パスワードが分からない場合の対応方法は、
公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



※マイナポータルからマイナンバーカードの電子証明書をスマホへ登録すると
申告書の作成・送信時のマイナンバーカードの読み取りを省略できます！



Androidのみ対応



対応機種を確認

困ったときは…？

動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法
などを動画でご案内



タックスアンサー

税の質問に対する一般的な回答を自分に
合った状況やキーワードなどから調べる
ことができます



・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。

不動産を売却した場合の確定申告は



スマホ申告 × e-Tax提出 がおすすめ！

不動産の売却で譲渡所得（利益）がある場合、確定申告が必要です。

売却(譲渡)した金額	利益(譲渡所得)	譲渡所得の 計算方法を 詳しく確認	
	購入金額(取得費) + 売却費用(譲渡費用)		



申告が必要な方は、**スマホ** から
確定申告書等作成コーナー へ
アクセス



令和7年1月上旬以降
スマホの入力が簡単になります！

- ✓ 質問形式で入力内容を案内
- ✓ 選択可能な特例の自動表示
- ✓ 税額まで自動計算

e-Tax の 5つのメリット

一度ご利用いただければ、そのメリットを実感！

自宅から
申告可能

申告書を
データで保存可能

早期還付
(3週間程度で還付)

※書面提出の場合は
1か月～1か月半程度で
還付

確定申告期間
24時間利用可能

※メンテナンス時間を
除きます

※提出した日時・内容は
e-Taxのメッセージ
ボックスで確認できます

添付書類
提出不要

※一部の書類を除きます

すでに約70%の方が
e-Taxで申告！

e-Tax利用者
約70%

令和5年分 確定申告

裏面もご確認ください

e-Taxに必要なもの

① スマホ（マイナンバーカード読取対応）



マイナポータルアプリをインストール



iPhoneの方



Androidの方

② マイナンバーカード（次のパスワードも必要です）



- ✓ 利用者証明用電子証明書のパスワード（数字4桁）
- ✓ 署名用電子証明書のパスワード
（英数字6文字以上16文字以下）
- ✓ 券面事項入力補助用のパスワード（数字4桁）

パスワードが分からない場合の対応方法は、
公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。



※マイナポータルからマイナンバーカードの電子証明書をスマホへ登録すると
申告書の作成・送信時のマイナンバーカードの読み取りを省略できます！



読み取り
不要

Androidのみ対応



対応機種を確認

▶ スマホ申告の際には、マイナポータル連携の利用が便利♪
（収入や控除の金額が自動入力できます）

- ・収入関係：給与、公的年金、株式の特定口座 など
- ・控除関係：医療費、ふるさと納税、生命保険 など

※ これらに関する証明書の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。



マイナポータル連携について詳しくはこちら



困ったときは…？

動画で見る確定申告

確定申告書等作成コーナーの操作方法などを
動画をご案内



チャットボット

ご質問したいことをメニューから選択するか、
自由に文字で入力いただくと、AI(人工知能)が
自動回答



税務職員ふたば



・Androidの名称は、Google LLCの商標または登録商標です。

・iPhoneの名称は、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。



消費税の期限内納付を忘れずに。

消費税には
申告・納付期限^(※1)
があります。

申告・納付には
e-Taxが
利用できます。

個人事業者
の方は振替納税
も利用できます。

確定申告書等作成コーナー
で手軽に申告書が
作成できます。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です^(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額^(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例^(※4)があります。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

直前の課税期間の 確定消費税額 ^(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回 (確定申告1回、中間申告11回)
400万円超 4,800万円以下	年4回 (確定申告1回、中間申告3回)
48万円超 400万円以下	年2回 (確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回 ^(※5) (確定申告1回、中間申告不要)

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。なお、2割特例の適用を受けた事業者が、その適用を受けた課税期間の翌課税期間中に簡易課税制度の適用を受けようとする場合は、その適用を受けようとする課税期間の末日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出することで、簡易課税制度の適用を受けることが可能です。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。



迎春



 顧問 法人会前専務理事 原田 威	 顧問 法人会元専務理事 滝口 哲夫					
 相談役 日伸総建(株) 志村美貴代	 相談役 (株)富士山アグリファーム 細田 幸次	 相談役 (株)山岸旅館 外川 凱昭	 相談役 中央観光(株) 細谷 憲二	 相談役 (株)新名製作所 新名 米光	 相談役 アイトロー電子(株) 長田 富也	 相談役 堀内電気(株) 堀内 富久
 副会長 (株)ミネルバ 越石 賢一	 副会長 (株)堀江製作所 堀江 俊隆	 副会長 (株)吉沢製パン 吉沢 秀雄	 副会長 川上建設(株) 川上洋一郎	 会長 (株)メイト 山口 照義	 相談役 東京地方税理士会大月支部 梶原 稔	 相談役 (株)山梨中央銀行吉田支店 込山 紀章
 常任理事 (株)印刷エトリ 餌取 一成	 常任理事 (株)西忠エージェンシー 西室 信男	 常任理事 甲陽産業(株) 三木 範之	 常任理事 (株)土屋製作所 土屋きよ美	 専務理事 公益社団法人大月法人会 小笠原能久	 副会長 (株)天下茶屋 外川正知恵	 副会長 (株)鈴木製作所 鈴木 誠一
 常任理事 富士水熱設備工業(株) 高村 浩明	 常任理事 吉田精工(株) 吉元 潤	 常任理事 (株)こみたけ売店 小佐野昇一	 常任理事 富士山リゾート(株) 伊東 貴也	 常任理事 富士急行(株) 堀内光一郎	 常任理事 都留信用組合 渡邊 和彦	 常任理事 (株)小林仏壇 小林 清哲
 理事 (株)ナイトー建商 内藤 定子	 理事 市川リース(株) 市川 公子	 理事 (株)尾形製作所 尾形 直	 理事 (株)トーホー 守屋 博文	 理事 三共建設(株) 白木 孝郎	 常任理事 (株)アトラス測量 大石 秀世	 常任理事 (株)フロスジャパン 柏木 修
 理事 奥秋建設(株) 奥秋 公大	 理事 (株)山口製作所 山口 光子	 理事 (株)中村薬局 金巻 裕	 理事 山二商事(株) 赤澤 克夫	 理事 濱野屋フィートラスト(株) 天野 統一	 理事 (株)平井製作所 平井 勉	 理事 (株)龍美建設 清水美恵子

 理事 <small>(株)大森工務所</small> 大森 雄介	 理事 <small>(株)秋山土建</small> 桑原 誠	 理事 <small>(株)シラス自工</small> 白須 一政	 理事 <small>(株)桑原電業</small> 桑原 大輔	 理事 <small>(株)ツルタ</small> 鶴田みさ子	 理事 <small>(株)渡辺商店</small> 渡邊 稔	 理事 <small>(株)長田電材工業</small> 菊地 明久
 理事 <small>(株)大森林業所</small> 大森 保廣	 理事 <small>(株)CATV 富士五湖</small> 武川 哲也	 理事 <small>(株)山梨重機</small> 横打香代子	 理事 <small>(株)芙蓉実業</small> 山下佐一郎	 理事 <small>(株)テクト</small> 宮下 崇	 理事 <small>(株)エスプラン</small> 白井恵美子	 理事 <small>(株)吉田タクシー</small> 渡邊 千恵
 理事 <small>(株)コバヤシ工業</small> 小林 ゆくよ	 理事 <small>(株)登り坂石油</small> 渡邊 良孝	 理事 <small>(株)井出電気</small> 井出 隆	 理事 <small>(株)富士レークホテル</small> 井出 泰済	 理事 <small>(株)さざなみ産業</small> 田中 良彦	 理事 <small>(株)サンスペースアメニティ</small> 河内 正子	 理事 <small>(株)三浦化成工業</small> 三浦 信
 理事相当 <small>(株)大一木材</small> 小林 宏好	 理事相当 <small>(株)コタカ電化</small> 小高 洋子	 理事相当 <small>(株)ユーキ</small> 小泉 裕次	 理事相当 <small>(株)富士航空電子</small> 吉澤 武司	 監事 <small>(株)富士観光開発</small> 小谷田 融	 監事 <small>(株)ユーシン</small> 荻原 秀祥	 監事 <small>(株)田中屋</small> 佐々木弘之
 理事相当 <small>(株)堀内電気</small> 堀内 慎也	 理事相当 <small>(株)サナミ製作所</small> 佐波 佳子	 理事相当 <small>(株)富士急行</small> 相生 光晴	 理事相当 <small>(株)中村エンジニアリング</small> 中村 武	 理事相当 <small>(株)丸真建設</small> 小俣 真吾	 理事相当 <small>(株)土屋輪業</small> 土屋 和也	 理事相当 <small>(株)大中公機製作所</small> 市川 賢一
 理事相当 <small>(株)マエセン</small> 前田 正太郎	 理事相当 <small>(株)前田源商店</small> 前田 市郎	 理事相当 <small>(株)山崎織物</small> 山崎 泰洋	 理事相当 <small>(株)桑原興業</small> 桑原 貞雄	 理事相当 <small>(株)セントラルモーターズ</small> 細田 浩一	 理事相当 <small>(株)佐藤ダンボール</small> 佐藤 誠	 理事相当 <small>(株)堀建トーヨー住器</small> 堀内 花代
 理事相当 <small>(株)寿司華</small> 岩田 伸吾	 理事相当 <small>(株)東京屋製菓</small> 中村 元	 理事相当 <small>(株)パイロット測量設計</small> 堀内 満	 理事相当 <small>(株)フジヤマ</small> 小野耕太郎	 理事相当 <small>(株)渡秀工業</small> 渡辺 浩次	 理事相当 <small>(株)小池時計店</small> 小池 久司	 理事相当 <small>(株)萱沼商事</small> 萱沼 孝夫

 理事相当 （有）旅館松屋 渡辺 松氏	 理事相当 （株）オプトナカムラ 中村 勝子	 理事相当 登り坂石油（株） 渡邊 林美	 理事相当 （株）渡辺工務店 渡邊 教彦	 理事相当 （有）河野保険事務所 河野 大介	 理事相当 宮川電気（株） 奥脇 芳弘	 理事相当 三和建设（株） 渡邊 三雄
				 理事相当 （株）協和生コン 倉澤 光代	 理事相当 （株）エムティーシー 松浦 潤一	 理事相当 （株）サイコ 三浦 敬伯

新入会員紹介

○株式会社ネッツデンキ
（都留市中央二一五―一二）
代表者取締役 根津 健一

○富士の源水株式会社
（南都留郡山中湖村平野一八二五―四一―〇九）
代表取締役 鈴木 努

○丸三合同会社
（南都留郡山中湖村平野二〇三四）
代表社員 天野 隆司

○株式会社日宝
（上野原市鶴島八四〇―一二）
代表取締役社長 安永 将央

○株式会社橋勇建設
（都留市下谷四一四―一五）
代表取締役 橋本龍一郎

○国立大学法人山梨大学
（甲府市武田四一四―三七）
学長 中村 和彦

○株式会社CHEERFULWOMAN
（富士河口湖町船津二七七三―一五）
代表取締役 渡邊 佳菜

○株式会社Gransun
（富士河口湖町船津四七八四―一二）
代表取締役 岡本 滋弥

○株式会社A・Z
（都留市十日市場一三八〇）
代表取締役 赤澤 一雄

○株式会社権守土木
（富士吉田市上吉田東八一三―一六）
代表取締役 権守 正和

○RBサービス
（大月市駒橋一―一―三三）
代表者 佐々木 涼

○NaiuNaniHawaii
（西桂町小沼一八五四―一二）
代表者 高村 智恵

○有限会社ユニオン
（富士吉田市新町一―四―一二）
代表取締役 三浦 大祐

○寿株式会社
（富士吉田市大明見一―一六―一六）
代表取締役 渡邊朱希子

○オオタニデンカ株式会社
（富士吉田市上暮地五―四―一二）
代表取締役 大谷 和伸



手造りパン工房

サンクルー

富士吉田市中曽根3-11-43

TEL.0555(24)3339



株式会社 **大森林業所**

〒401-0511

山梨県南都留郡忍野村忍草514

TEL 0555-84-2011

FAX 0555-84-2176

Email oomori@oomori-ringyo.co.jp

URL <https://www.oomori-ringyo.co.jp>

秋山土建株式会社



山梨県富士吉田市下吉田東一丁目24番3号

TEL:0555-23-7111

FAX:0555-22-0114

ISO/9001 ISO/14001 ISO/45001

JQA-QM3276 JQA-EM3068 JQA-OH0043

URL <http://www.afp.co.jp/akiyama/>

令和7年新春講演会・新年賀詞交歓会のご案内

- 日 時：令和7年1月23日（木） 14：15受付開始
- 場 所：ハイランドリゾートホテル&スパ
- 新春講演会：15：00～16：00
【講師】大月税務署長 中島 正之氏
【演題】「税制改正プロセスと消費税の改正について」
- 賀詞交歓会：16：15～
- 会 費：6,000円（新春講演会のみの方は無料）

プラスチック成形・加工

株式会社 土屋製作所

〒409-0123 山梨県上野原市大野3637
TEL 0554-66-2026
FAX 0554-66-2285

謹賀新年

今年も法人会の
福利厚生制度の普及を通じ
会員企業の役員・従業員と
そのご家族の皆様
安心をお届けしてまいります
本年も何卒よろしく
お願い申し上げます
令和七年





大同生命大阪本社ビル(大阪市西区江戸堀)
～加島屋が店を構えた地に建つ～

大同生命は1902(明治35)年に創業しました。
中小企業経営者のもしものときの力になりたい。
創業者の一人である広岡浅子が生命保険事業に託した
「社会の救済」と「人々の生活の安定」という想いは、
いまでも大同生命に受け継がれています。



広岡浅子(1849-1919)
～大同生命の創業者の一人～



大同生命の礎を築いた
大坂の豪商「加島屋」



旧肥後橋本社ビル
(設計:W・M・ヴォーリス)

その安心で、企業とともに未来をつくる。

DAIDO 大同生命保険株式会社

多摩支社 甲府営業部/山梨県甲府市相生1-2-31(大同生命甲府ビル4F)
TEL 055-232-6411

さあ、保険の新たな元へ。
T&D 保険グループ

Business Guard

AIG AIG 損保

地震休業サポート 地休力

企業財産保険(ニュープロパティガード)
事業継続サポート補償特約N + 地震・噴火危険補償特約(事業継続サポート補償特約用)N +
水災危険補償特約N※ ※水災危険補償特約Nは外すことができます。

■経営者インタビュー動画
東日本大震災を乗り越え成長する会員
企業のインタビューをご覧ください。



AIG 損害保険株式会社
URL: <https://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先
山梨支店
〒400-0032 山梨県甲府市中央2-9-21 ファース甲府ビル4F
TEL. 055-228-6311 FAX. 055-233-5323
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。ご契約の引受けに際しては、弊社所定の条件があります。2024年10月時点の内容です。

(24-073024)



ホテル鐘山苑

〒403-0032
山梨県富士吉田市
上吉田東9-1-18
TEL0555-22-3168
FAX0555-22-3935

随時ブライダルフェア開催中です
詳しくはホームページをご覧ください
検索は【ホテル鐘山苑 ウェディング】



Hotel Kaneyamaen

健康情報

元気に働くための 2

食事と健康

第1章 「食」と栄養 つづき

② (1) に「まご(たち)わやさしい」を組み入れる方法

「まごわやさしい」は和食を支えてきた食材の頭文字をまとめたものです。

①の一汁三菜スタイルに「まごわやさしい」の食材を当てはめていくことでさらにバランスが良くなります。

この「まごわやさしい」に卵と乳(乳製品)を加えた「まごたちわやさしい」と表すこともあります。

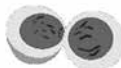
ま: 豆、豆製品、納豆、豆腐、油揚げなど。良質なたんぱく質をはじめ、多くの栄養素がバランスよく含まれています。現代人は動物性たんぱく質を多く摂り、植物性たんぱく質が不足しています。豆類で補うようにしましょう。



ご: ごま、クルミ、ピーナッツ、銀杏などの木の实。脂質やミネラルが豊富で、抗酸化作用があるといわれるビタミンEを含んでいます。



た: 卵。ビタミンCと食物繊維以外の栄養素をバランスよく含む完全栄養食品です。



ち: 乳、乳製品。吸収率のよいカルシウムの宝庫。たんぱく質、脂質、ビタミンも多く含まれています。



わ: わかめ、ひじきなど海藻類。鉄分をはじめたくさんのミネラルを含みます。食物繊維も豊富で積極的に摂りたい食材。



や: 野菜。ビタミン、ミネラル、食物繊維が豊富で、体内で様々な機能を発揮するファイトケミカルを含んでいます。カロテノイドやポリフェノールなどがあり、高い抗酸化作用が注目されています。



さ: 魚。良質なたんぱく質に加え、n-3系脂肪酸であるDHA、EPAを含みます。特にアジやイワシなど小型の青魚はDHA、EPAを多く含み、ちりめんじゃこなど魚をまるごと食べられるものを積極的に摂るようにしましょう。



し: しいたけやきのこ類。免疫力アップが期待できるβグルカンや食物繊維を含んでいます。食物繊維は腸内をきれいにし、善玉菌の働きを助け、腸内環境を正常にします。



い: いも類。ジャガイモ、さつまいも、里芋などがありますが、炭水化物と食物繊維が豊富。里芋や山芋はねばねば成分のムチンを含み、生活習慣病の予防や美容、ダイエットにも嬉しい効果があります。



③食品群で考える方法

栄養素の働きによってグループ分けし、それぞれのグループから偏りなく選ぶことで栄養のバランスをとる方法。

三色食品群や6つの基礎食品群、4つの食品群などがあります。



4つの食品群

<4つの食品群のグループ>

- 1群 日本人に不足しがちなカルシウムや良質たんぱく質を含む食品
- 2群 おもにたんぱく源になる食品
- 3群 おもにミネラル、ビタミン、食物繊維を含む食品
- 4群 おもにエネルギー源になる食品



神社めぐり

第59回

八幡神社(旧村社)

由緒沿革

鎮座地 上野原市八ツ沢八三二
御祭神 誉田別命 比咩神
息長帯姫命

例祭日 九月二日
宮司 中村宗彦
総代長 井上栄二
境内地 四六四坪
氏子戸数 一五五戸

創建年月日不詳。甲斐国志には「八幡宮、八澤村、本村氏神なり社地縦式拾六間、横六間(一五六坪)見捨地、別当修験三光院」とあり。修験者の支配する神仏混淆の神社であった。明治維新の神仏分離令により八幡神社となった。明治六年村社に列せられ、大正八年村社牛倉神社を合併。戦後昭和四十年拜殿所在地六十五坪を取得し境内を拡張今日に至っている。



令和6年度

第40回 高校生の税に関する標語

優秀作品

 公益社団法人 大月法人会 青年部会

大月税務署長賞

税金で 未来へ繋ぐ たすきの輪

都留興譲館高等学校 1年 渡邊 和暉

都留市長賞

税制度 社会のための 基礎地盤

都留興譲館高等学校 2年 小笠原水希

大月市長賞

消費税 未来の僕へ 自己投資

都留高等学校 2年 金子 優真

東京地方税理士会
大月支部長賞

学ぼうよ 知って損なし 税のこと

都留興譲館高等学校 2年 勝俣 結太

大月法人会長賞

e-Tax スマート納税 簡単に

都留高等学校 2年 松下 悠

大月法人会
青年部会長賞

自分から 進んで学ぼう 税金を

都留高等学校 2年 宮下 凜依

金賞

話し合う 税の正しい 使い道

都留高等学校 2年 須田 健

金賞

納税で 支える社会 良き未来

都留興譲館高等学校 2年 森田 乃愛

銀賞

私にも 地域に貢献 できる税

都留高等学校 2年 杉本 愛莉

銀賞

納めよう みんなの暮らし 守るため

都留興譲館高等学校 2年 小林 礼音

銅賞

納税は 社会貢献への 第一歩

都留高等学校 2年 小島 唯

銅賞

税のこと みんなで理解 助け合い

都留興譲館高等学校 2年 永田 彪聖